

飯豊町の 主な定住対策、子育て支援施策一覧

(平成29年4月1日現在)

飯豊町は、豊かな自然と美しい景観など魅力的な生活環境を有しています。
さらに、誰もが住んでみたい、住んでよかったといわれる住み良い環境を目指すとともに、活力ある町の担い手を育成し、地域の活性化を図りながら、にぎわいのあるまちづくりを推進するために、定住対策や子育て支援などをはじめとする各種施策に積極的に取り組んでいます。

【問合せ先】 飯豊町役場 ☎0238-72-2111(代表) ※詳細は各担当室へお問い合わせください。



暮らしを応援します

施策名	事業概要	担当室
地域情報化推進事業	町内全域に光ファイバーを敷設し、高速通信環境の整備を行い、町内のブロードバンド整備のカバー率は、ほぼ100%となっています。	総務企画課 情報防災室
ほほえみカー(デマンド交通)運行事業	タクシーの便利さをバス並みの料金で実現するデマンド交通。予約に合わせて、自宅や外出先まで車が迎えに来てくれて、運行範囲内の行きたいところまで運んでくれる「乗り合いタクシー」方式のサービスです。町内400円、町外600円の低料金で3路線を運行しています。(距離に応じて料金が町内600円、町外800円となる場合があります。)	住民税務課 生活環境室
運転免許自主返納支援事業	交通安全対策の一環として、運転免許証を自主返納した方、又は運転免許証の有効期間満了後に更新しない方に、ほほえみカー(デマンド交通)の乗車券(400円券を30枚)を贈呈します。	
ごみ減量化・廃棄物再生利用事業	ごみの減量化を図るため、指定の生ごみ処理容器等の購入費用の一部を助成します。	
障がい者(児)地域生活支援事業	障がい者(児)に対して、デイサービスや日中の一時預かり事業、補装具・日常生活用具の給付事業、移動支援事業などを実施しています。	健康福祉課 福祉室
特定健診・各種検診事業	特定健診は20歳から74歳の国民健康保険加入者、20歳から39歳で職場の健診が無い方が受診できます。40歳から74歳は受診料が無料です。子宮頸がん検診は20歳から、胃がん健診・大腸がん検診・乳がん検診は35歳から受診できます。	健康福祉課 健康医療室
高齢者インフルエンザ・肺炎球菌予防接種助成事業	65歳以上の接種者に対して、接種費用の一部(インフルエンザの予防接種2,000円/年、肺炎球菌の予防接種3,000円/一人1回のみ)を助成しています。	
ほほえみカー(デマンド交通)利用券発行事業	町内の加盟店で買い物をし、デマンド交通でお帰りの際、復路分のほほえみカー利用券を贈呈しています。	商工観光課 産業連携室 
商工会宅配事業	町内の加盟店で1,000円以上注文していただいた商品を無料宅配しています。	
飯豊町商店街運営事業(地域ポータルサイト)	「飯豊町商店街」は町内に在住、または勤務する企業・個人が参加できる飯豊産の商品販売に特化したポータルサイトです。インターネットによる商品販売・オンライン決済だけでなく、町の情報の発信を行うこともでき、やる気のある方が積極的に、手軽に参加できる仕組みを構築しています。	
ペレットストーブ導入促進事業	町内にペレットストーブを設置する方で、6年間以上使用可能な方に、ペレットストーブ設置に要する経費の1/2に相当する額を助成します。(上限額:100,000円)	農林振興課 農林整備室
木質ペレット版ポイント事業	町内産木質ペレット1袋(10Kg)の購入につき10ポイント進呈。10袋分100ポイント貯まると、1,000円分の飯豊町商工会商品券と交換します。	



住まいづくりを応援します



施策名		事業概要	担当室
町営住宅管理事業		町内における定住を促進するために、萩生(中ノ目)に1棟2戸建て10世帯分と、椿(財津堂)・手ノ子(駅前)に一戸建て6世帯分の町営住宅を、定住促進住宅として萩生地内に2棟59戸分、上原地内に1棟3戸分の集合住宅を提供しています。	
住宅リフォーム支援事業		町が定める要件を満たして住宅のリフォーム工事を行う場合や木造住宅の耐震改修を行う場合に工事費を補助します。 ○リフォーム工事 工事費の20%(最大400,000円) (世帯要件を満たす場合、空き家または県産木材を利用する場合には補助が拡充されます) ○耐震改修 工事費の50%(最大800,000円)	地域整備課 建設室 
木造耐震診断士派遣事業		地震に対する住宅の安全性の向上を図るため、町が定めた要件を満たす木造住宅の耐震診断を行う場合、経費の90%を補助します。	
生活排水個別処理事業 (浄化槽水環境保全推進事業)		水洗トイレや生活排水処理のため200,000円の分担金を納付していただくと町が合併処理浄化槽を設置し、さらに補助金100,000円を交付します。 なお、設置した浄化槽については、下水道料金を納付していただき町が管理します。	
合併処理浄化槽設置整備事業		生活排水個別処理事業対象地域以外(農業集落排水処理区域)で合併処理浄化槽を設置及び撤去し、一定の要件に該当する場合、下記の額を限度に補助金を交付します。 ○設置/5人槽:352,000円、7人槽:441,000円、10人槽:588,000円 ○撤去/300,000円	地域整備課 上下水道室 
水洗便所等改造資金 利子補給事業		指定融資機関からトイレの水洗化や宅地内排水工事の改造資金の融資を受けた方に改造資金1,200,000円を限度に、償還期間60月以内で利子補給金を交付します。	
住宅用太陽光発電システム 設置補助事業		住宅用太陽光発電システムを設置する場合1kwあたり20,000円(上限60,000円)の経費を補助します。	住民税務課 生活環境室
空き家等情報活用事業		町内にある空き家等の情報を提供し、空き家等所有者と利用希望者との橋渡しを行います。(空き家バンク)	総務企画課 特別政策室
定住 条例 関係	住宅取得奨励 (ターン者)	定住する意思を有し、町外から転入した世帯が住宅を新築または購入し、一定の要件に該当する場合、奨励金1,000,000円を交付します。	総務企画課 総合政策室 
	住宅取得奨励 (Uターン者)	定住する意思を有し、転出から起算して3年を経過した後再転入した方が住宅を新築または購入し、一定の要件に該当する場合、奨励金500,000円を交付します。	
	住宅取得奨励 (新規就農林業者)	定住する意思を有し、仕事として農業または林業を始めることを目的として町外から転入した方が住宅を新築または購入し、一定の要件に該当する場合、奨励金1,000,000円を交付します。	
	住宅取得奨励	町内に居住し、定住の意思を有する方が、住宅を新築または購入し、一定の要件に該当する場合、奨励金100,000円を交付します。	
	住宅取得奨励 (町内建築業者施工)	住宅を新築する際、町内の建築業者が施工した場合は、さらに奨励金100,000円を交付します。	
	住宅取得奨励 (世帯要件加算)	三世帯同居世帯・子育て世帯・新婚世帯に該当する世帯が住宅を取得した場合は、さらに奨励金100,000円を交付します。	
県産認証材利用助成金交付事業		住宅に使用する構造材の80%以上に県産木材を使用し、一定の省エネルギー基準を満たした住宅を町内に新築される方に150,000円を限度に助成金を交付します。	農林振興課 農林整備室
木材製品利用住宅建築奨励助成金交付事業		町内の建築業者により町内に新築される住宅で、町県内産木材を全部又は一部使用し、助成金対象経費が300,000円を超えるものであること等の要件を満たすものに、助成金対象経費の1/2の額、500,000円を限度として交付します。	



結婚・子育てを応援します

施策名	事業概要	担当室
保育園・認定こども園(2号・3号認定)保育料の軽減	入園児が、同一世帯の18歳までの子から数えて第3子以降の場合、保育料を無料にしています。保育園への複数人の同時入所の場合、2人目を1/3の額としています。 また、年収360万円未満の世帯は、第2子を半額、第3子以降保育料を無料化し、年収360万円未満のひとり親世帯等については、第1子を半額、第2子以降保育料を無料にしています。	教育総務課 子育て支援室
幼稚園・認定こども園(1号認定)・児童センター保育料の軽減	入園児が、同一世帯の18歳までの子から数えて第3子以降の場合、保育料を無料にしています。複数人の同時入所の場合、2人目を1/2の額としています。 また、年収360万円未満の世帯については、第2子の保育料を半額、第3子保育料を無料にしています。さらに、年収360万円未満のひとり親世帯等については、第1子の保育料を半額、第2子の保育料を無料にしています。	
特別保育	延長保育、預かり保育、一時保育を実施しています。なお、一時保育は、NPO法人「まっと」に業務委託しています。	
保育園・認定こども園(乳児部)での産休明け保育	出産後も仕事を続けたいという女性のために、特にニーズの高い産休明け保育(生後2ヶ月～6ヶ月)を実施しています。	
保育園・認定こども園(2号・3号認定)での延長保育	午前7時30分から午後6時45分までの早朝・夕方の延長保育を実施しています。(月額2,000円(おやつ代として))	
幼稚園・認定こども園(1号認定)・児童センターでの預かり保育	午前7時30分から午後6時45分までの早朝・夕方の延長保育を実施しています。(早朝1,000円、夕方5,000円)	
放課後児童クラブ	すべての小学校区の1年生～6年生を対象に、町内2施設(中部学童クラブ・白樺学童クラブ)で実施しています。児童の健全な育成を図るため、授業終了後の遊びと生活の場を月額5,000円の低料金で提供しています。 平成29年度より、低所得者世帯の利用料を準要保護世帯で1/2の額に、要保護世帯においては無料にします。また、前年度の市町村所得割課税額が57,700円未満の多子世帯で、町内に住所を有する同一世帯の第2子以降の利用料を1/2の額にします。	
こどもみらい館(併設子育て支援センター)	自由来館型児童館を開設し、未就学の子どもと保護者、小学生等の集いと交流の場を提供するとともに、育児相談や情報提供などの子育て支援を実施しています。	
ファミリー・サポート・センター	仕事と家庭の両立を応援するため、育児のお手伝いをして欲しい方と、育児のお手伝いをしたい方が会員になり、保育施設までの送迎や預かりなど地域の中で助け合いながら育児への相互援助を行います。	
幼稚園等入所児童への給食提供	町内の手ノ子幼稚園・認定こども園(幼児部)・添川児童センターに、学校給食共同調理場からのおかず給食の配食を実施しています。	
ブックスタート事業	4ヶ月健診対象者に絵本等を配布し、絵本を介して親子の触れ合いを高め、赤ちゃんの心と体が豊かに育つことを支援するため、こどもみらい館でブックスタート広場を開設しています。その際に、絵本の読み聞かせ等を行っています。	
妊婦健診助成事業	一般的な検査14回分の費用を1回目10,000円、2回以降は5,000円を限度額として助成します。その他、超音波検査4回分の費用を、あわせてヒトT細胞白血病ウイルス-1型、子宮頸がん検査、クラミジア検査の全額を助成します。	
インフルエンザ予防接種助成事業	6か月から中学3年生までの接種費用のうち1回2,500円を上限に2回まで助成します。	
幼児歯科健診事業	1歳～3歳3ヶ月までの幼児を対象に、3ヶ月に1回の幼児歯科健診とフッ素塗布を実施しています。	
出産育児一時金給付	国民健康保険加入者の方に出産育児一時金として420,000円を給付します。(原則として医療機関への直接払いとなります。)	住民税務課 住民室
子育て支援医療	出生の日から18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある子どもの医療費は全て無料(所得制限なし、自己負担分全額助成)で、入院時の食事負担金も給付します。	
不妊治療費助成事業(子宝支援事業)	不妊治療(男性不妊治療を含む)に要した医療費の自己負担額の1/2を交付します。対象となる不妊治療が終了した年度から交付します。限度額、年齢制限はありません。	健康福祉課 健康医療室

子育て支援関係

定住条例関係	すこやか出産祝	町内にお住まいの方が出産した場合、町からお祝いとして第1子に祝品(商品券)30,000円、第2子に祝品(商品券)50,000円、第3子以降には祝金170,000円を贈呈します。	総務企画課 総合政策室 
	ときめき結婚祝	町内にお住まいの方が結婚した場合、お祝いとして一組につき祝品(商品券)30,000円を贈呈します。	
	めざみっ子入学祝	町内にお住まいで、小学校1年生、中学校1年生のお子さんを持つ保護者に祝品(商品券)10,000円を贈呈します。	
町営学習教室「いいで希望塾」		中学生の補足的な学習や発展的な学習機会を設け、学習習慣を身につけることをめざし、町営学習教室を開設しています。	教育総務課 学校教育振興室 
学校安全対策の強化		外部不審者等の対策として、防犯カメラを設置し安全強化に取り組んでいます。	
学校給食提供事業		地場産農産物の利用拡大に努め、各校に安心安全な給食を提供しています。	
スクールカウンセラーや学習支援員の配置		スクールカウンセラー・児童生徒自立支援員・学校支援員を配置し、個々の状況に応じた学習活動等の支援や補助、学校や保護者の相談活動にあたっています。	
外国語指導助手派遣事業		英語でのコミュニケーション能力や国際感覚の育成を図るため、外国語指導助手を町内の小・中学校、幼児施設へ派遣しています。中学校では英語の授業の中で実際に英語を使って考えや気持ちを伝え合う活動を、小学校では英語の音声や表現に慣れ親しむ活動を行います。	
小中学校スクールバス利用		遠距離児童生徒の通学や冬季交通安全対策として、スクールバス7台を運行し町内全校に対応しています。中学校部活動における各種大会参加時も、スクールバスを活用しています。	
ことばの教室(通級言語指導教室)		発音に誤りがあったり、つまったりするなど、ことばの発達に課題や遅れが見られるお子さんに対し、少しでも早く適切な指導を行うため、第一小学校内に「通級制」のことばの教室を設置しています。	
就学援助制度		経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に就学援助費を支給しています。	
奨学資金貸与		健康にして優秀な学生・生徒で経済的理由により修学困難な者に対し、学資金及び入学一時金の貸与を行います。限度額は以下のとおりです。 大学30,000円/月・入学一時金300,000円、 短大25,000円/月・入学一時金300,000円、 高校20,000円/月・入学一時金100,000円、 特別な研究修学50,000円/月・入学一時金1,000,000円	
入学祝品贈呈		入学の際、小学校1年生には絵の具セット、中学校1年生には和英・英和辞典を贈呈します。 	



働く皆さんを応援します

施策名	事業概要	担当室
新規就農定着促進事業	①家賃補助: 賃貸借住宅家賃の月額1/2の額または20,000円のいずれか低い額を上限とし補助金を交付します(3年以内)。②施設等取得補助: 園芸ハウス等施設取得費の1%以内で補助金を交付します(3年間)。③農地賃借料補助: 年間10aあたりの農地の契約賃借料と飯豊町参考賃借料の差額の1/2又は10,000円のいずれか低い額で当該借入面積の額の補助金を交付します。④農地取得補助: 新規に取得する農地の10a当たり価格の1/3または200,000円のいずれか低い額で、農地取得面積の50aまで補助金を交付します。	農林振興課 農地管理室
中小企業振興事業	創業者や雇用を伴う設備投資等を行う中小企業に対し、最高で1億円の補助金を交付します。これにより就労の場を確保し、労働力の流失防止と若者の定住促進を図ります。	
緊急金融対策利子補給事業	商工業振興資金融資のセーフティネット保証(5号・7号)等の保証制度を利用された方に、融資限度額5,000,000円か融資額のどちらか少ない額の利子相当額を3年間補助します。	商工観光課 産業連携室
緊急金融対策保証料補給事業	商工業振興資金融資のセーフティネット保証(5号・7号)等の保証制度を利用された方に、保証限度額5,000,000円か保証額のどちらか少ない額の保証料相当額を3年間補助します。	
生活安定資金原資	町内にお住まいか町内企業に勤めている方に、教育費・出産費・医療費・冠婚葬祭・自動車・除雪機、エアコン等の物品購入などの生活資金の融資のための原資を拠出しています。 	